

保護林制度の概要と 改正のポイント

保護林制度の変遷

○ 大正4年 山林局通帳「保護林設定ニ関スル件」

- ・ 学術参考保護林
- ・ 風致保護林
- ・ その他保護林

「林業と自然保護に関する検討委員会」(昭和62～63年)

○ 平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」

(別紙「保護林設定要領」)

- ・ 森林生態系保護地域
- ・ 森林生物遺伝資源保存林
- ・ 林木遺伝資源保存林
- ・ 植物群落保護林
- ・ 特定動物生息地保護林
- ・ 特定地理等保護林
- ・ 郷土の森

「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」
(平成20～21年)

○ 平成22年 林野庁長官通達「「保護林設定要領」の改正について」

- ・ モニタリング規定の追加
- ・ 有識者による保全管理委員会の規定の追加 等

「保護林制度等に関する有識者会議」(平成26～27年)

森林生態系保護地域（管内 1箇所、4,245ha）

【目的】

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資すること

【設定基準】

- ・ 我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として1,000ha以上の規模を有するもの

【地帯区分】

- ・ 保存地区、保全利用地区の2地区に区分

保存地区 : 森林生態系の厳正な維持を図る

保全利用地区 : 保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす

（四国森林管理局管内の保護林）

- ・ 石鎚山系森林生態系保護地域

林木遺伝資源保存林（管内 16箇所、616ha）

【目的】

主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存すること

【設定基準】

- ・ 主要林業樹種及び希少樹種等に係る林木遺伝資源を保存
- ・ 原則として天然林とするが、特に必要がある場合は人工林でも可
- ・ 保存対象樹種ごとに、原則として繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含むもの

（四国森林管理局管内の保護林）

- ・ 鎗戸シコクシラベ林木遺伝資源保存林
- ・ 小田深山ブナ林木遺伝資源保存林
- ・ 小屋山ブナ林木遺伝資源保存林
- ・ 滑床山ウラジログシ林木遺伝資源保存林
- ・ 小筋畝山コウヤマキ林木遺伝資源保存林
- ・ 梶ヶ谷山モミ林木遺伝資源保存林
- ・ 古屋山アカマツ林木遺伝資源保存林
- ・ 佐田山シイ林木遺伝資源保存林
- ・ 弦場山ウバメガシ林木遺伝資源保存林
- ・ 白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林
- ・ 千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林
- ・ 雁巻山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林
- ・ 西ノ川山トガサワラ林木遺伝資源保存林
- ・ 魚梁瀬トガサワラ林木遺伝資源保存林
- ・ 安田川山トガサワラ林木遺伝資源保存林
- ・ 横荒山モミ・ツガ林木遺伝資源保存林

植物群落保護林（管内 6箇所、1,184ha）

【目的】

我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資すること

【設定基準】

- ・ 希少化している植物群落が存する地域
- ・ 分布限界等に位置する植物群落が存する地域
- ・ 湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域
- ・ 歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域
- ・ その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域

（四国森林管理局管内の保護林）

- ・ 剣山植物群落保護林
- ・ 鎗戸植物群落保護林
- ・ 鷹取山植物群落保護林
- ・ 石立山植物群落保護林
- ・ 西熊山植物群落保護林
- ・ 千本山植物群落保護林

郷土の森（管内 7箇所、142ha）

【目的】

地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護し、併せて地域の振興に資すること

【設定基準】

- ・ 木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られていること

【設定手続】

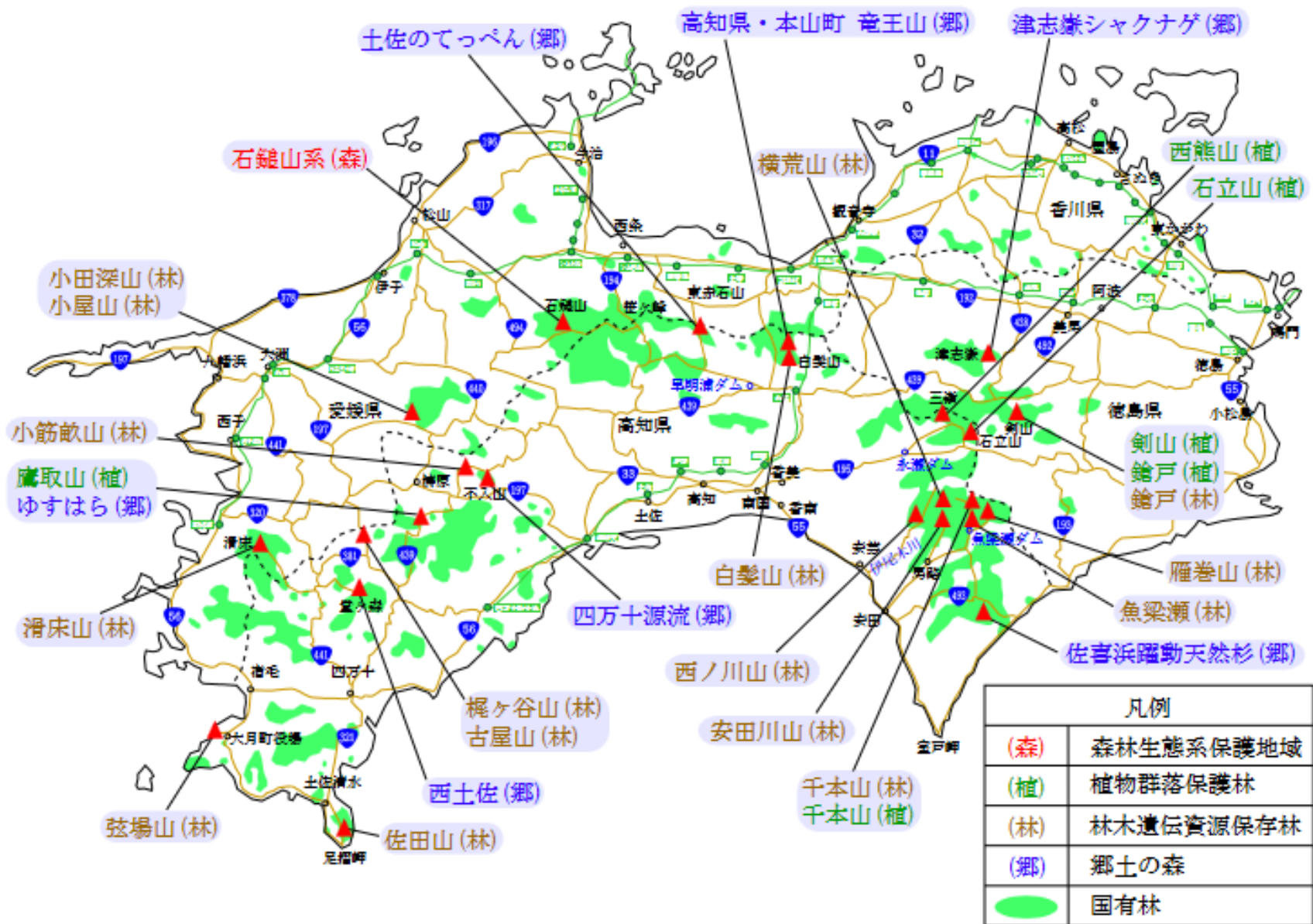
- ・ 市町村長から、森林管理署長を経由して、森林管理局長に申請
- ・ 森林管理局長は、申請を行った市町村長と郷土の森保全協定を締結

（協定期間の上限は30年、更新可能）

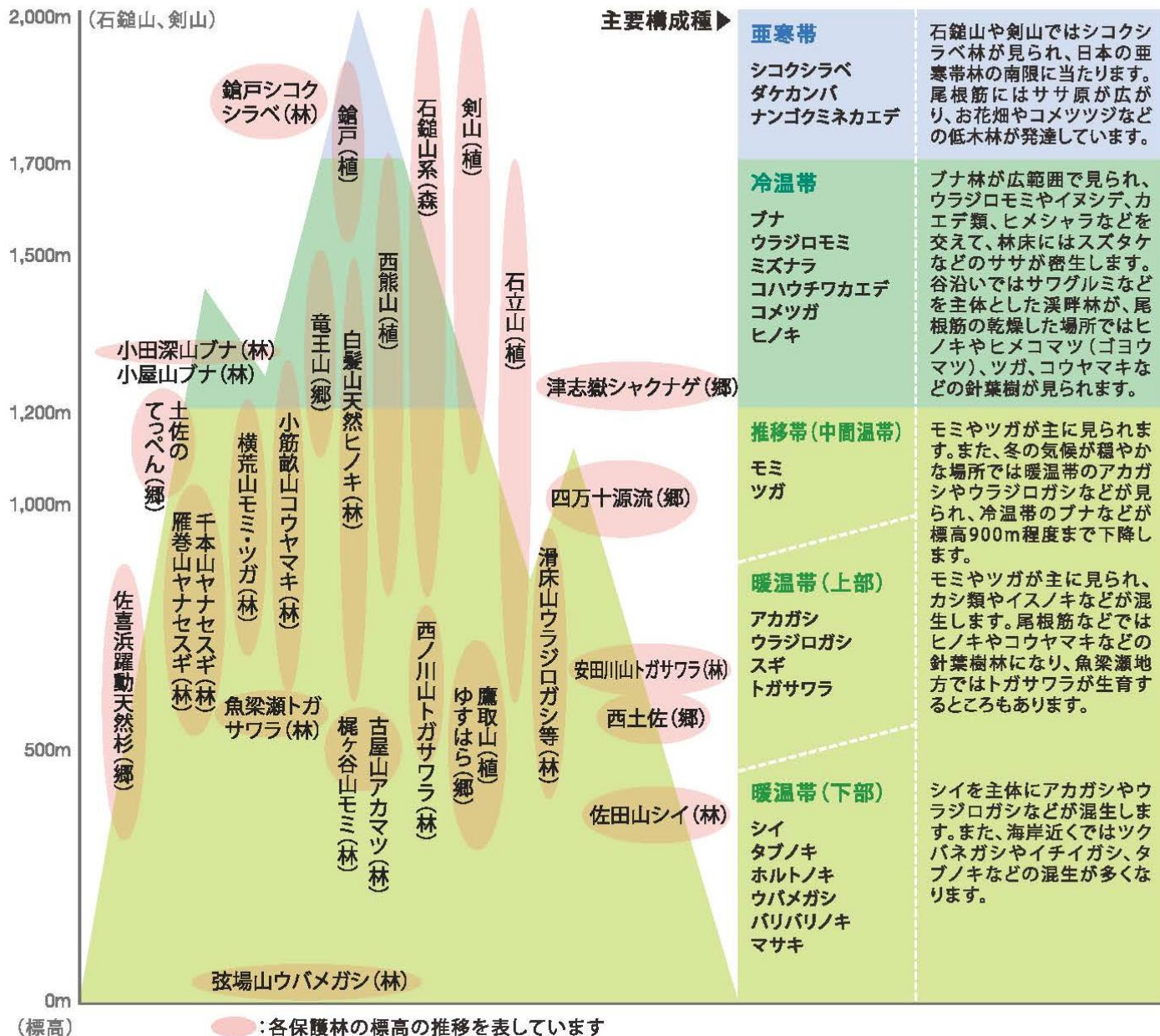
（四国森林管理局管内の保護林）

- ・ 津志嶽シャクナゲ郷土の森
- ・ ゆすはら郷土の森
- ・ 西土佐郷土の森
- ・ 四万十源流郷土の森
- ・ 土佐のてっぺん郷土の森
- ・ 高知県・本山町 竜王山郷土の森
- ・ 佐喜浜躍動天然杉郷土の森

保護林の所在地



垂直分布

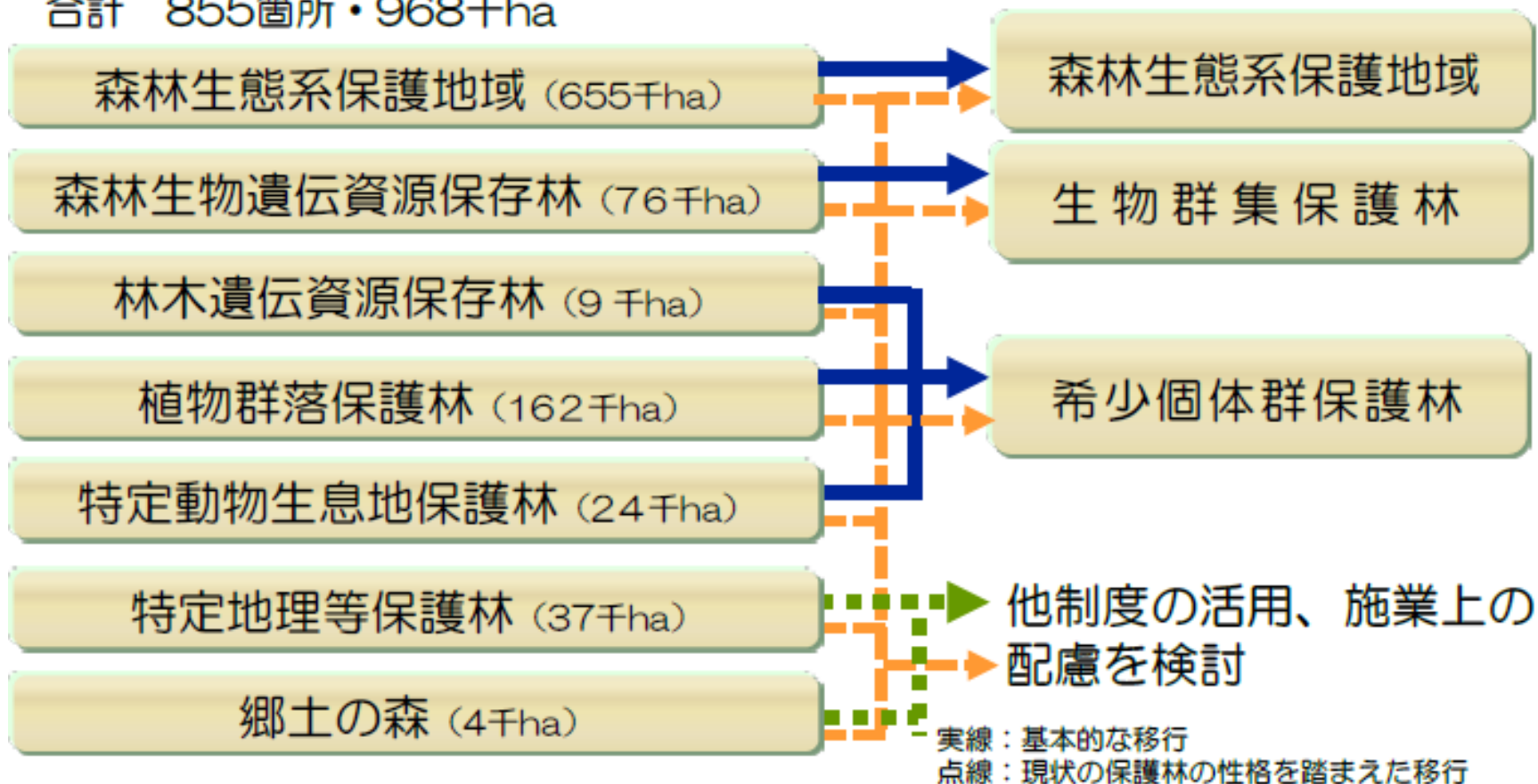


保護林制度改正のポイント

1. 保護林区分の再構築

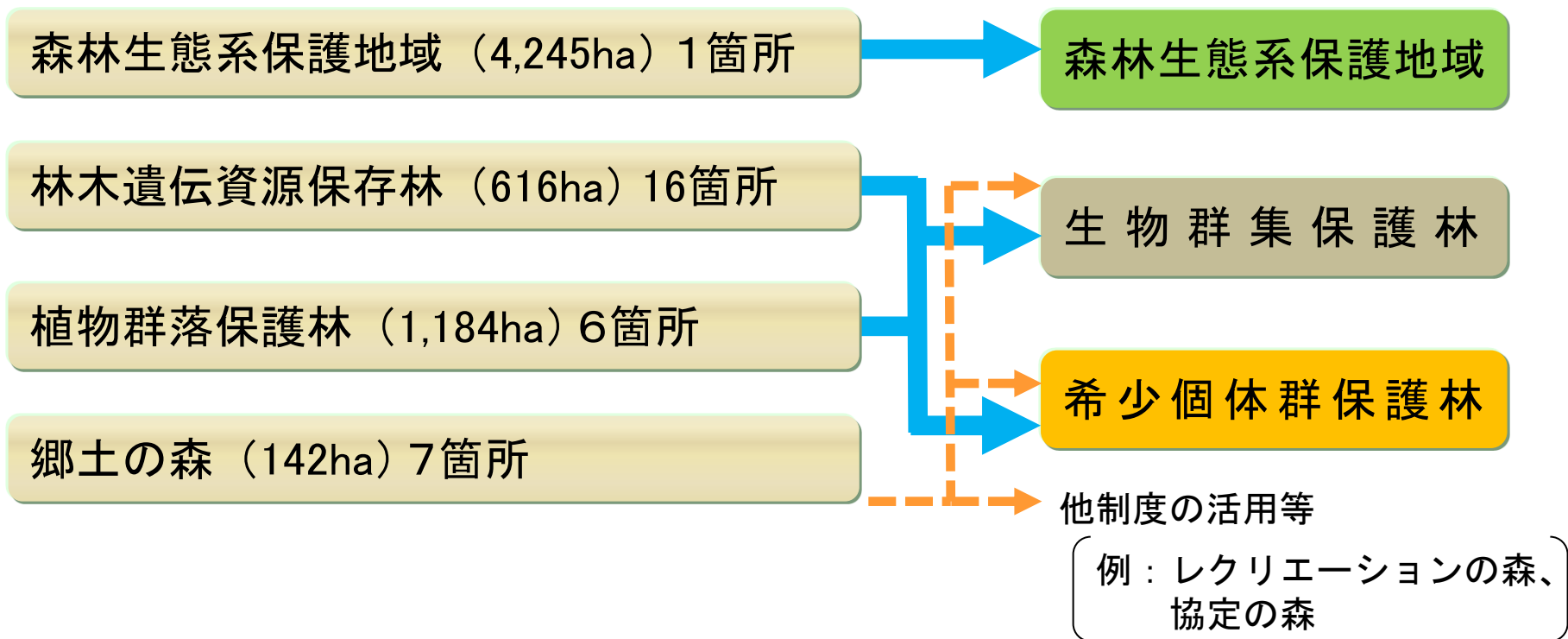
合計 855箇所・968千ha

管理体制の簡素・効率化



四国森林管理局の場合

合計 30箇所 ・ 6,187ha



保護林制度改正のポイント

2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

〇〇森林生態系保護地域設定委員会
▽▽森林生物遺伝資源保存林設定委員会
■ ■緑の回廊設定委員会
XXモニタリング委員会
※※希少種委員会

〇〇森林管理局
保護林管理委員会

※必要に応じて部会等を設置

②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として
5年に一度のモニタリング調査

保護林の状況に応じて、
モニタリング実施間隔を
5年未満、5年、10年に
変更

森林生態系保護地域

(1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

(3) 地帯区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。(以下、略)

生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの

生物群集保護林（つづき）

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

いわゆる「コアゾーン」

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

いわゆる「バッファゾーン」

「**地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合**」の林野庁による例示

均質な天然林で区分が難しい上に、外部からの影響も考えられない場合など

希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5 ha以上の区域のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要な更新適地等に配慮するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| ア 希少化している個体群 | イ 分布限界域等に位置する個体群 |
| ウ 他の個体群から隔離された同種個体群 | エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群 |
| オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 | |
| カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 | |
| キ その他保護が必要と認められる個体群 | |

希少個体群保護林（つづき）

(2) 設定の基本的な考え方（つづき）

（前略）

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。